訪問介護ステーションさいたまロイヤルの園　運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人栄光会が開設する訪問介護事業所「訪問介護ステーションさいたまロイヤルの園」（以下「事業所」という。）が行う訪問介護事業の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の訪問介護員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　訪問介護ステーション　さいたまロイヤルの園

二　所在地　さいたま市桜区大字五関３９６番地２

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　１名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

二　サービス提供責任者　１名以上（常勤職員１名以上）

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

三　訪問介護員等　３名以上　常勤・サービス提供責任者兼務１名以上

常勤・専従　１名以上

非常勤　　１名以上

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　　月曜日から日曜日までとする。

二　営業時間　８時３０分から１７時３０分まで

三　連絡体制　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制をとる。

（訪問介護等の内容及び利用料等）

第６条　訪問介護等の内容は次のとおりとし、訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

一　身体介護
二　生活援助
２　その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
一　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用
通常の事業の実施地域を越える地点から目的地までの往復の距離（Km）に１５円を乗じた額
二　記録等の複写代　１枚当たり１０円
３　前２項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
（緊急時における対応方法）
第７条　訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、さいたま市、戸田市、志木市、富士見市の区域とする。
（非常災害対策）
第９条　当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
（虐待の防止のための措置に関する事項）
第１０条　利用者に対する虐待を防止するための体制等は、次の各号のとおりとする。
一　３カ月に１回程度、虐待を防止するための委員会を開催する。
二　従業者に対する研修は介護職の責任者が計画し、年に２回以上行う。
三　虐待又は虐待が疑われる事案の発生を認識した場合は、速やかに上司に報告するものとする。
（その他運営についての留意点）
第１１条　事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
一　採用時研修　採用後１か月以内
二　継続研修　　年１回以上
２　従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　従業員であった者に､業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これからの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
４　この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人栄光会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１９年１２月　１日から施行する。
この規程は、平成２１年　６月　１日から施行する。
この規程は、平成２５年　２月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　２月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　８月　１日から施行する。
この規程は、平成３０年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　６年　５月　１日から改正し、施行する。